

産業廃棄物処理実績報告書 作成の手引 (処分業用)

八王子市内において昨年度、**産業廃棄物の処分をしていない場合**、「第1号様式その1」又は「第2号様式その1」の「市内における処理実績」欄の「なし」を丸で囲み、「第1号様式その1」又は「第2号様式その1」のみを**提出してください**。

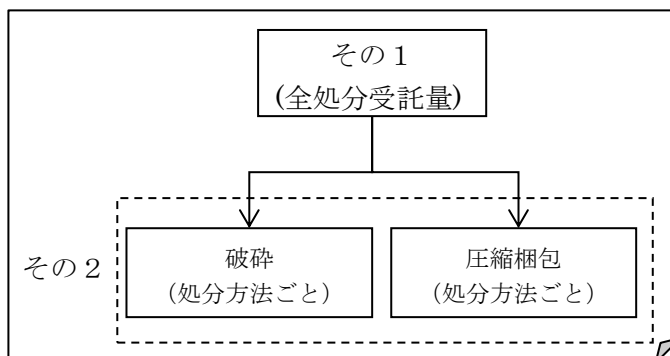
八王子市のホームページから、報告様式(Excel形式)が入手できます。

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/gomi/jigyosha/sanpai/shorigyo/hokoku/p002515.html>

1 様式の種類及び作成枚数

許可の種類ごとに様式が異なります。

		産業廃棄物処分業	特別管理産業廃棄物処分業
様式の種類		第1号様式 その1 " その2	第2号様式 その1 " その2
作成枚数	その1	1枚(全処分受託量)	1枚(全処分受託量)
	その2	1枚(処分方法ごと)	1枚(処分方法ごと)



(例)

破砕⇒廃プラスチック類と金属くず

圧縮梱包⇒廃プラスチック類

上記2種類の許可(処分実績)がある場合

その1 … 1枚

その2 … 2枚

2 提出・問合せ先等

- ① 提出は、郵送又は持参でお願いします。
- ② 提出部数は各1部です。必ずコピーを保管してください。
- ③ 郵送の場合、封筒に「**実績報告書在中**」と朱書きでご記入ください。**控えは返却いたしません。**
- ④ 窓口に報告書2部を持参した場合は、その場で受付印を押印した報告書1部を返却します。

問合せ先

電話 042-620-7541

8:30~12:00 及び 13:00~17:00 (土日祝祭日を除く)

提出先

八王子市環境部廃棄物対策課

〒192-8501 東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号

3 集計委託について

八王子市では、本報告書の内容確認等について委託を行っています。後日、八王子市の委託業者から報告内容についてお問合せをすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

4 調査担当部署

〒192-8501 東京都八王子市元本郷町三丁目2 4 番 1 号
八王子市 環境部 廃棄物対策課

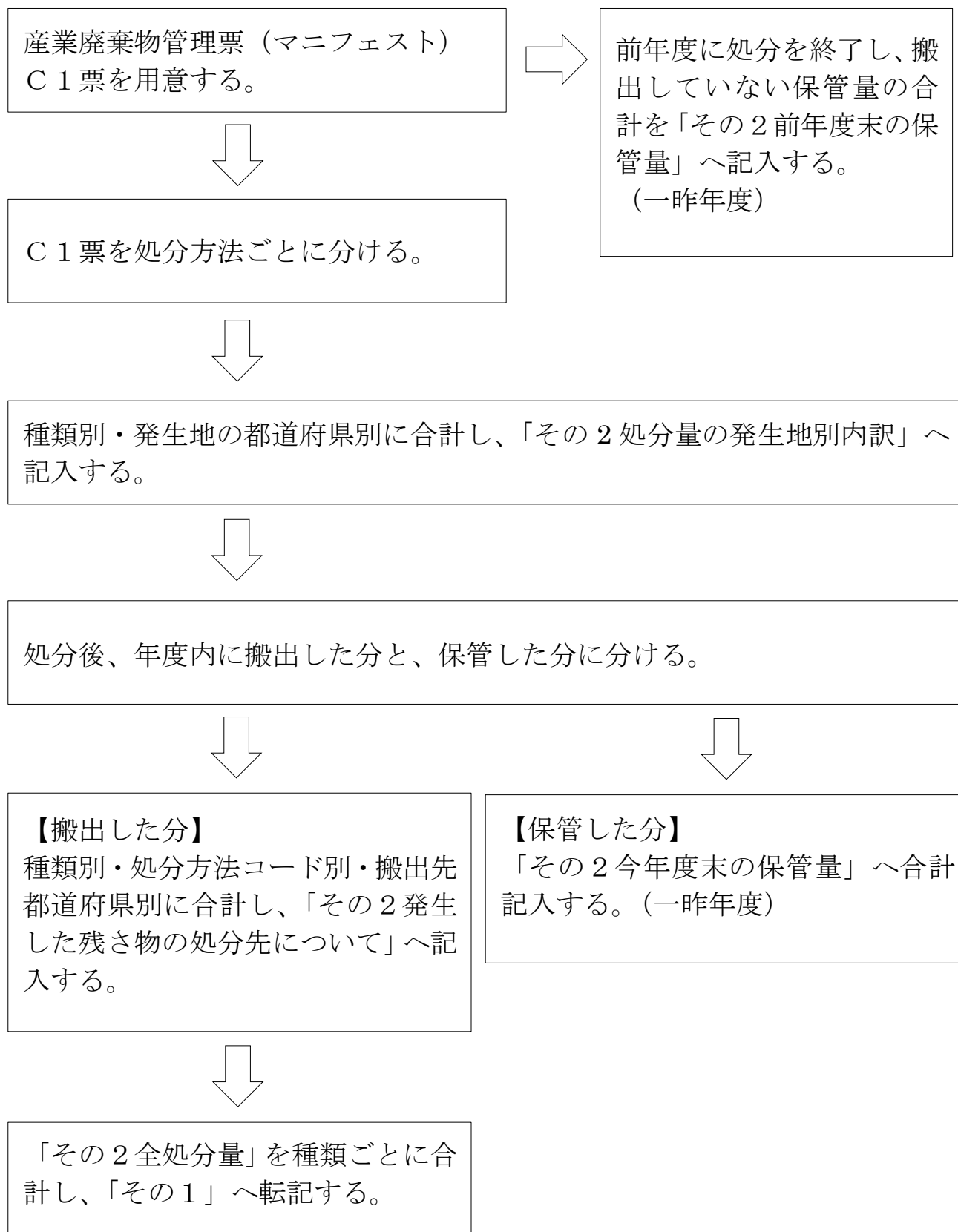
5 報告の対象となる実績

許可の種類	報告の対象	期間
産業廃棄物処分業	八王子市内の中間処理施設、最終処分場での処理実績	昨年度4月1日～ 昨年度3月31日
特別管理産業廃棄物処分業		

6 作成時の注意点

廃棄物の種類 残さ物の種類	混合廃棄物	マニフェストで複数の産業廃棄物の種類欄にチェックがある場合は、7ページ表-2の組成割合を用いて換算してください。
	廃 OA 機器	マニフェストで複数の産業廃棄物の種類欄にチェックがある場合、重量比で廃棄物の種類ごとにあん分してください。この際、年間の取扱量を通じて求められる平均的な比率であん分しても構いません。
	残さ物の種類は、産業廃棄物の種類で記入してください。	
発生地別内訳、 残さ物の処分先	都道府県ごとに集計し、「発生地別内訳」は廃棄物の種類ごとに、「残さ物の処分先について」は廃棄物の種類ごと、処分方法コードごとに合計を記入してください。	
処分後売却分	処分後、有価物として売却した場合でも残さ量に含みます。「第1号様式その2」または「第2号様式その2」の、「残さ物の処分先について」欄に記入し、「処分方法コード」①と記入してください。(5ページ⑥参照)	
数量 (単位)	「t」(トン)単位で記入してください。(小数点第6位まで記入し、第7位は四捨五入) マニフェストに他の単位(m³等)で記入している場合は、「t」に換算してください。 (7ページ表-1の換算係数参照) ※混合廃棄物の記入方法については、7ページを参照してください。	

7 作成の手順



<記入例> 破碎(廃プラスチック類、金属くず)、圧縮梱包(廃プラスチック類)の許可を持っている場合

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) C1 票			
交付年月日	平成 年 月 日	交付番号	000000000 0
事(排出者)	氏名又は名称	名称	〇×工業株式会社
住所	〒123-0123 電話番号 03-3344-5566 東京都〇〇区〇〇 7-8-9	所在地	〒789-0123 電話番号 055-888-9999 ③ 山梨県〇〇市〇〇 5-6-7
産業廃棄物	☒ 種類(普通の産業廃棄物) ☐ 0100 燃えがら ☐ 1200 金属くず ☐ 7000 引火性廃油 ☐ 7424 燃えがら(有害) ☐ 0200 汚泥 ☐ 1300 プラスチック類(不燃) ☐ 7010 引火性廃油(有害) ☐ 7425 廃油(有害) ☐ 0300 廃油 ② ☐ 1400 鋳さい ☐ 7100 強酸 ☐ 7426 汚泥(有害) ☐ 0400 炭酸 ☐ 1500 粉砕物類 ☐ 7200 汚泥 ☐ 7426 汚泥(有害) ☐ 0500 廃アルカリ ☐ 1600 家畜のふん尿 ☐ 7300 汚泥 ☐ 7426 汚泥(有害) ☒ 0600 廃プラスチック類 ☐ 1700 家畜の死体 ☐ 7400 PCB等 ☐ 7426 汚泥(有害) ☐ 0700 紙くず ☐ 1800 ばいじん ☐ 7421 廃石綿等 ☐ 7426 汚泥(有害) ☐ 0800 木くず ☐ 1900 13号廃棄物 ☐ 7422 指定下水汚泥 ☐ 7426 汚泥(有害) ☐ 0900 繊維くず ☐ 4000 動物系固形不燃物 ☐ 7423 鋳さい(有害) ☐ 7426 汚泥(有害) ☐ 1000 動植物性残渣 ☐ 4100 動物系固形不燃物 ☐ 7423 鋳さい(有害) ☐ 7426 汚泥(有害) ☐ 1100 ゴムくず ☐ 4200 動物系固形不燃物 ☐ 7423 鋳さい(有害) ☐ 7426 汚泥(有害)	数量(及び単位) ④ 560.5 kg 荷姿 バラ 産業廃棄物の名称 ペットボトル 有害物質等 ⑤ 処分方法 ⑤ 破碎 備考・通信欄	
中間処理産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) ☐ 帳簿記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり		
最終処分場所	名称/所在地/電話番号 ☐ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり		
運搬受託者	氏名又は名称	名称	株式会社〇〇処分
住所	〒789-0011 電話番号 055-666-7777 山梨県××市×× 9-9-9	所在地	〒222-3333 電話番号 03-1111-2222 東京都〇×区〇× 3-3-3
処分受託者	① 氏名又は名称 株式会社〇〇処分 住所 〒222-3333 電話番号 03-××××-×××× 東京都△△区△△ 3-3-3	積又は保管	名称 株式会社〇〇処分 所在地 〒 電話番号

「kg」「m³」「ℓ」などの場合は「t」に換算してください。(6 ページ参照)

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) C1 票			
交付年月日	平成 年 月 日	交付番号	000000000 0
事(排出者)	氏名又は名称	名称	△△産業株式会社
住所	〒123-0123 電話番号 03-8765-4321 東京都〇〇区〇〇 1-1-1	所在地	〒123-0123 電話番号 03-8765-4321 ③ 東京都〇〇区〇〇 1-1-1
産業廃棄物	☒ 種類(普通の産業廃棄物) ☐ 0100 燃えがら ☐ 1200 金属くず ☐ 7000 引火性廃油 ☐ 7424 燃えがら(有害) ☐ 0200 汚泥 ☐ 1300 プラスチック類(不燃) ☐ 7010 引火性廃油(有害) ☐ 7425 廃油(有害) ☐ 0300 廃油 ☐ 1400 鋳さい ☐ 7100 強酸 ☐ 7426 汚泥(有害) ☐ 0400 炭酸 ☐ 1500 粉砕物類 ☐ 7200 汚泥 ☐ 7426 汚泥(有害) ☐ 0500 廃アルカリ ☐ 1600 家畜のふん尿 ☐ 7300 汚泥 ☐ 7426 汚泥(有害) ☐ 0600 廃プラスチック類 ② ☐ 1700 家畜の死体 ☐ 7400 PCB等 ☐ 7426 汚泥(有害) ☐ 0700 紙くず ☐ 1800 ばいじん ☐ 7421 廃石綿等 ☐ 7426 汚泥(有害) ☐ 0800 木くず ☐ 1900 13号廃棄物 ☐ 7422 指定下水汚泥 ☐ 7426 汚泥(有害) ☐ 0900 繊維くず ☐ 4000 動物系固形不燃物 ☐ 7423 鋳さい(有害) ☐ 7426 汚泥(有害) ☐ 1000 動植物性残渣 ☐ 4100 動物系固形不燃物 ☐ 7423 鋳さい(有害) ☐ 7426 汚泥(有害) ☐ 1100 ゴムくず ☐ 4200 動物系固形不燃物 ☐ 7423 鋳さい(有害) ☐ 7426 汚泥(有害)	数量(及び単位) ④ 90 ℓ 荷姿 袋 産業廃棄物の名称 清涼飲料缶 有害物質等 ⑤ 処分方法 ⑤ 破碎 備考・通信欄	
中間処理産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) ☐ 帳簿記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり		
最終処分場所	名称/所在地/電話番号 ☐ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり		
運搬受託者	氏名又は名称	名称	株式会社〇〇処分
住所	〒111-0011 電話番号 03-0000-0000 東京都△△区△△ 2-3-4	所在地	〒222-3333 電話番号 03-1111-2222 東京都〇×区〇× 3-3-3
処分受託者	氏名又は名称 株式会社〇〇処分 住所 〒222-3333 電話番号 03-××××-×××× 東京都△△区△△ 3-3-3	積又は保管	名称 株式会社〇〇処分 所在地 〒 電話番号
重箱の受託	受託者の氏名又は名称 (運搬担当者)の氏名	受託印	運搬 平成 年 月 日 最終処分 平成 年 月 日
受託者の氏名又は名称 (処分担当者)の氏名	受託印	処分 平成 年 月 日	最終処分 平成 年 月 日
最終処分を行った	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所)にあっては委託契約書記載の番号	照合確認	平成 年 月 日 平成 年 月 日 平成 年 月 日

発行元：社団法人 全国産業廃棄物連合会

(特別管理産業廃棄物処分量の場合は、第2号様式を使用してください。)

第1号様式(第3条関係)その1

第1号様式(第3条関係)その1

産業廃棄物処分量実績報告書(平
(特別管理産業廃棄物を除く)

八王子市長 殿

【報告者】

住所

氏名

代表取締役

電話番号

許可証の「住所」及び「氏名」「電話番号」を記入
※法人の場合は法人名及び代表者名
個人事業主の場合は個人名を記入

東京都△△区△△3-3-3

株式会社〇〇処分

代表取締役 東京 三郎

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

03-0000-0000

「その2」の内容を廃棄物の種類ごとに集計し、記入する。

東京都内(八王子市除く)における処理実績		ある	ない	許可番号	13-20-000000
担当者氏名		新宿 花子		担当者電話番号	03-0000-0000

報告書の作成者名を記入してください。

担当者と連絡の取れる電話番号を記入してください。

コード	種類	数量【単位：トン(t)/年】						コード	種類	数量【単位：トン(t)/年】					
		百	十	万	千	百	十			百	十	万	千	百	十
0100	燃え殻							1300	紙くず						
0200	汚泥							1400	木くず						
0300	廃油							1500	金属くず						
0400	酸液							1600	ガラスくず						
0500	廃アルカリ							1700	プラスチック類						
0600	廃プラスチック類							1800	繊維くず						
0700	ゴムくず							1900	皮革くず						
0800	金属くず							2000	産業廃棄物を処分するために処理したもの (例：廃炉灰の溶融固形化物等)						
0.5605 t + 0.32 t = 0.8805 t															
「破碎」(廃プラ)「圧縮梱包」(廃プラ)															
※圧縮梱包等、破碎以外の許可を持っている場合についても「その2」を作成															
1200	ばいじん							合計							

枠内に1ケタずつ記入してください。
トン以下の数量がある場合は、枠内に小数点第6位まで(第7位四捨五入)記入してください。

0.5605 t + 0.32 t = 0.8805 t
「破碎」(廃プラ)「圧縮梱包」(廃プラ)
※圧縮梱包等、破碎以外の許可を持っている場合についても「その2」を作成

第1号様式(第3条関係)その2

前々年度中に前年度に搬出していない産業廃棄物の量(保管量)を記入してください。

前年度に処分した産業廃棄物の詳細を記入

残さ物の種類は、産業廃棄物の種類で記入してください。
処分方法コード欄は、①から④の中から1つを記入してください。

前年度中に搬出していない産業廃棄物の量(保管量)	前年度に処分した産業廃棄物の詳細	前年度中に搬出していない産業廃棄物の量(保管量)
0.00220	③ 前年度中に搬出した産業廃棄物の種類 ④ 前年度中に搬出した産業廃棄物の処分方法 ⑤ 前年度中に搬出した産業廃棄物の処分場所	0.45000
0.00220	③ 前年度中に搬出した産業廃棄物の種類 ④ 前年度中に搬出した産業廃棄物の処分方法 ⑤ 前年度中に搬出した産業廃棄物の処分場所	0.45000

「t」「kg」等は「トン(t)」に換算します。

⑦の合計値を「受託量」に記入

前年度中に搬出していない産業廃棄物の量(保管量)を記入してください。

＜本表は残さ物の処理方法が以下の場合の記載例です＞

廃プラスチック類	0.45 t	東京都内の中間処理場で中間処理
金属くず	0.1105 t	宮城県内の最終処分場で埋立
金属くず	0.1017 t	埼玉県内の金属商へ売却

8 Q&A

Q 1 廃業したのですが、報告が必要ですか。

A 1 昨年度4月1日から昨年度3月31日までの間に有効な許可を持っていた場合は、報告が必要です。報告の対象期間に処分実績がない場合は「実績なし」で報告してください。

Q 2 住所変更（社名変更）したのですが、どのように記載すればよいですか。

A 2 「報告者」欄には、新住所（新社名）を記載し、余白に変更日と旧住所（旧社名）を記入してください。

Q 3 4種類の産業廃棄物を破碎していますが、「その2」には3種類しか記入できません。どのように記入するのですか。

A 3 「その2」をコピーし、2枚に分けて記入してください。

例えば、1枚目に「廃プラスチック類」、「金属くず」、「がれき類」の3種類を、2枚目には「紙くず」を記入してください。

Q 4 廃プラスチック類、金属くずを破碎し、残さ物の処分方法がそれぞれ「売却」と「二次中間処理」になるため4種類の記入をしたいのですが、「その2」には3箇所しか記入欄がありません。どのように記入するのですか。

A 4 「その2」をコピーし、2枚に分けて記入してください。

2枚目には、1枚目に記入した内容の重複記入がないように注意してください。（「処分方法」欄は2枚目以降も記入してください。）

Q 5 中間処理後すべて再生・売却しています。「その2」の「発生した残さ物の種類と処分方法」欄は記載しなくてよいですか。

A 5 中間処理後の量を廃棄物の種類ごとに「発生した残さ物の種類と処分方法」欄に記入してください。処分方法コードは「再生・売却・その他」の“①”を記入してください。

（処分方法コードは、「その2」処分方法コード記入欄の下及び、4ページの記入例参照）

Q 6 自社の廃棄物を処分した自社処理分は、実績に含まれますか。

A 6 自社処理分は報告対象外です。全て自社処理の場合は「実績なし」で報告してください。

Q 7 中間処理後の残さ物についてのマニフェスト（二次マニフェスト）も実績報告するのですか。

A 7 報告対象外です。

Q 8 電子マニフェスト分も報告をするのですか。

A 8 報告が必要です。電子マニフェストと紙マニフェストの両方をまとめて集計し、記入してください。

Q 9 報告書に受付印を押印したものを返却してほしいのですが、可能ですか。

A 9 窓口で報告書を2部持参した場合に限り、受付印を押印します。郵送の場合は、控えの返却は行いません。

Q10 報告書を提出後に誤りに気づきました。どうすればよいですか。

A10 余白に朱書きで「再提出」と記載し、訂正後の報告書と訂正前の報告書（マーカー等で訂正箇所がわかるように記載したもの）を提出してください。

産業廃棄物の体積から重量への換算係数（参考値）

- ・ 実績報告書に記載する廃棄物の重量は、原則として実際に測った値を使用してください。
- ・ 重量が測れない場合は、表－１の係数を用いて重量を計算してください。
- ・ 自社で換算係数を算出できる場合は、その係数を使用して重量を計算してください。
- ・ 表－１の換算係数は、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を作成する際の目安として、平成 18 年 12 月に国が公表したものです。従来の実績報告書で使われていた係数とは異なります。
- ・ 表－２の混合廃棄物の組成割合は、平成 19 年 3 月(社)建築業協会「建築系混合廃棄物の組成及び原単位調査報告書」を基に算出したものです。

$$\begin{aligned}
 \text{〔計算式〕} \quad & \text{重量 (t)} = \text{容量 (m}^3\text{)} \times \text{換算係数} \\
 & \text{重量 (t)} = \text{重量 (kg)} \div 1,000 \\
 & \text{重量 (t)} = (\text{容積 (ℓ)} \div 1,000) \times \text{換算係数}
 \end{aligned}$$

表－１ 産業廃棄物の体積から重量への換算係数（平成 18 年 12 月に国が公表した参考値）

産業廃棄物の種類		換算係数 (t/m ³)	産業廃棄物の種類		換算係数 (t/m ³)
1	燃え殻	1.14	13	金属くず	1.13
2	汚泥	1.10	14	ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず	1.00
3	廃油	0.90			
4	廃酸	1.25			
5	廃アルカリ	1.13	15	鉱さい	1.93
6	廃プラスチック	0.35	16	がれき類(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート破片その他これに類する不要物)	1.48
7	紙くず	0.30			
8	木くず	0.55			
9	繊維くず	0.12	17	動物のふん尿	1.00
10	動植物性残さ(食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物)	1.00	18	動物の死体	1.00
			19	ばいじん	1.26
			20	産業廃棄物を処分するために処理したものであって、前各号に掲げる産業廃棄物に該当しないもの	1.00
11	動物系固形不要物(とさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物)	1.00	21	感染性産業廃棄物	0.30
			22	廃石綿等	0.30

表－２ 混合廃棄物の組成割合(重量比)

産業廃棄物の種類		組成割合 (%)	産業廃棄物の種類		組成割合 (%)
1	がれき類	33	4	金属くず	11
2	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	12	5	木くず	15
			6	紙くず	14
3	廃プラスチック類	14	7	繊維くず	1

例)「混合廃棄物 0.5t」の場合。

ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⇒ $0.5 \text{ t} \times 0.12 \text{ (12\%)} = 0.06 \text{ t}$
(がれき類 : 0.165t、廃プラスチック類 : 0.07t、金属くず : 0.055t、木くず : 0.075t、
紙くず : 0.07t、繊維くず : 0.005t)